明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五五）　一
〔省　令〕
○船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通六六）　三
〔告　示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務二四〇）　三
○船員に関し事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針及び船員に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示（国土交通七三六）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本放送協会入札、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　三〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三二
会社その他
会社決算公告　三六

府　令

○内閣府令第五十五号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年七月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次、章名及び節名を付する。

目次

第一章　子どものための教育・保育給付
第一節　支給認定等（第一条―第十六条）
第二節　施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第十七条―第二十五条）
第二章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
第一節　特定教育・保育施設（第二十六条―第三十五条）
第二節　特定地域型保育事業者（第三十六条―第四十一条）
第三節　業務管理体制の整備等（第四十二条―第四十五条）
第四節　教育・保育に関する情報の報告及び公表（第四十六条―第五十条）
第三章　地域子ども・子育て支援事業（第五十一条）
第四章　子ども・子育て支援事業計画（第五十二条）
第五章　雑則（第五十三条）
附則

第一章　子どものための教育・保育給付

第一節　支給認定等

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由）」を付し、同条の次に次の十五条、一節及び四章を加える。

（認定の申請等）

第二条　法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

一　当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

二　当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び当該小学校就学前子どもの保護者との続柄

三　認定を受けようとする法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

四　法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一　法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項各号、第二十九条第三項第二号及び第三十条第二項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

二　前項第四号に掲げる事項を証する書類